

# 愛媛県環境影響評価審査会

## 会議次第

〔日時 令和7年12月18日(木) 9時30分から  
場所 水産会館6階 大会議室〕

### 1 開会

### 2 議題

(仮称) 上横山出ウインドファーム事業環境影響評価方法書

### 3 報告事項

環境影響評価条例の一部改正(案)について

### 4 閉会

## 資料 目 次

頁

資料 1	愛媛県環境影響評価審査会委員名簿	1
資料 2	事業の概要	2
資料 3	環境影響評価手続	3
資料 4	委員等意見に対する事業者の見解	4
資料 5	愛媛県環境影響評価条例の一部改正(案)について	12

## 愛媛県環境影響評価審査会委員名簿

【任期：令和 8 年 9 月 24 日まで】

氏名	現職等
<会長> たかはし じろう 高橋 治郎	愛媛大学名誉教授
<会長代理> かきはら ふみか 柿原 文香	元愛媛大学農学部教授
ありみつ ゆたか 有光 隆	元愛媛大学大学院理工学研究科准教授
きだ あきこ 貴田 晶子	(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会代表理事 元愛媛大学農学部客員教授
くにすえ たつや 国末 達也	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
さとう ひさこ 佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター長
しももと みえ 下元 美恵	(公社) 愛媛県建築士会女性委員会副委員長
ひだか かずまさ 日鷹 一雅	元愛媛大学大学院農学研究科准教授
むらかみ やすゆき 村上 恭通	愛媛大学法文学部教授 アジア古代産業考古学研究センター長
やたべ りゅういち 矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授

かんまきやまいだし  
**(仮称) 上槙山出 ウィンドファーム事業の概要**

## 1 事業者 株式会社G F

## 2 事業の目的

エネルギーの安全保障や将来の電力需要増加への対応、カーボンニュートラルに貢献するとともに、地域との共生を図り、愛媛県南予地方の農林漁業を活性化し、地域住民の方々の暮らしを豊かにするため、陸上風力発電所を新規設置する。

## 3 対象事業の種類

風力発電所の設置の工事の事業

法対象事業	(第1種 <sup>※1</sup> ) 出力が50,000kW以上
	(第2種 <sup>※2</sup> ) 出力が37,500kW以上～50,000kW未満

※1 必ず法手続きを要する事業規模

※2 知事の意見等を踏まえ、法手続きの要否を決定する事業規模

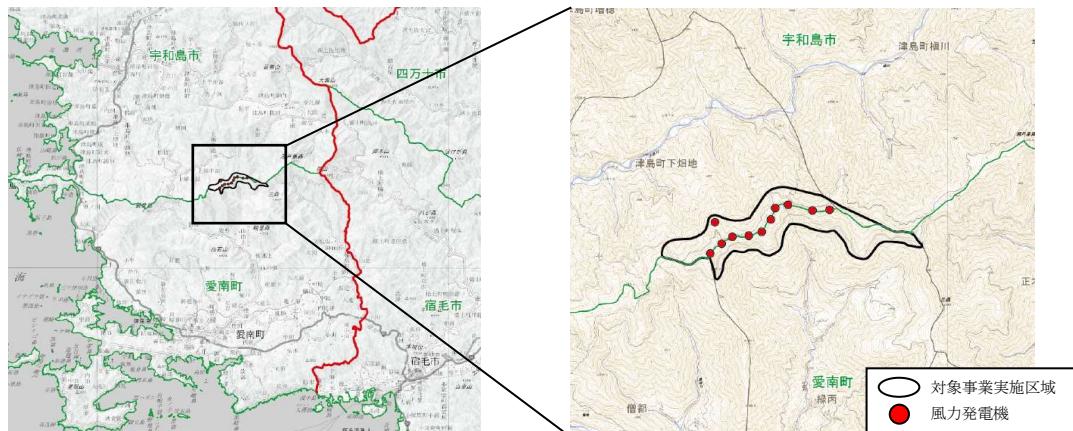
## 4 対象事業の規模

	総出力	単基出力及び基数
規模	最大43,000kW *	4,200kW×11基

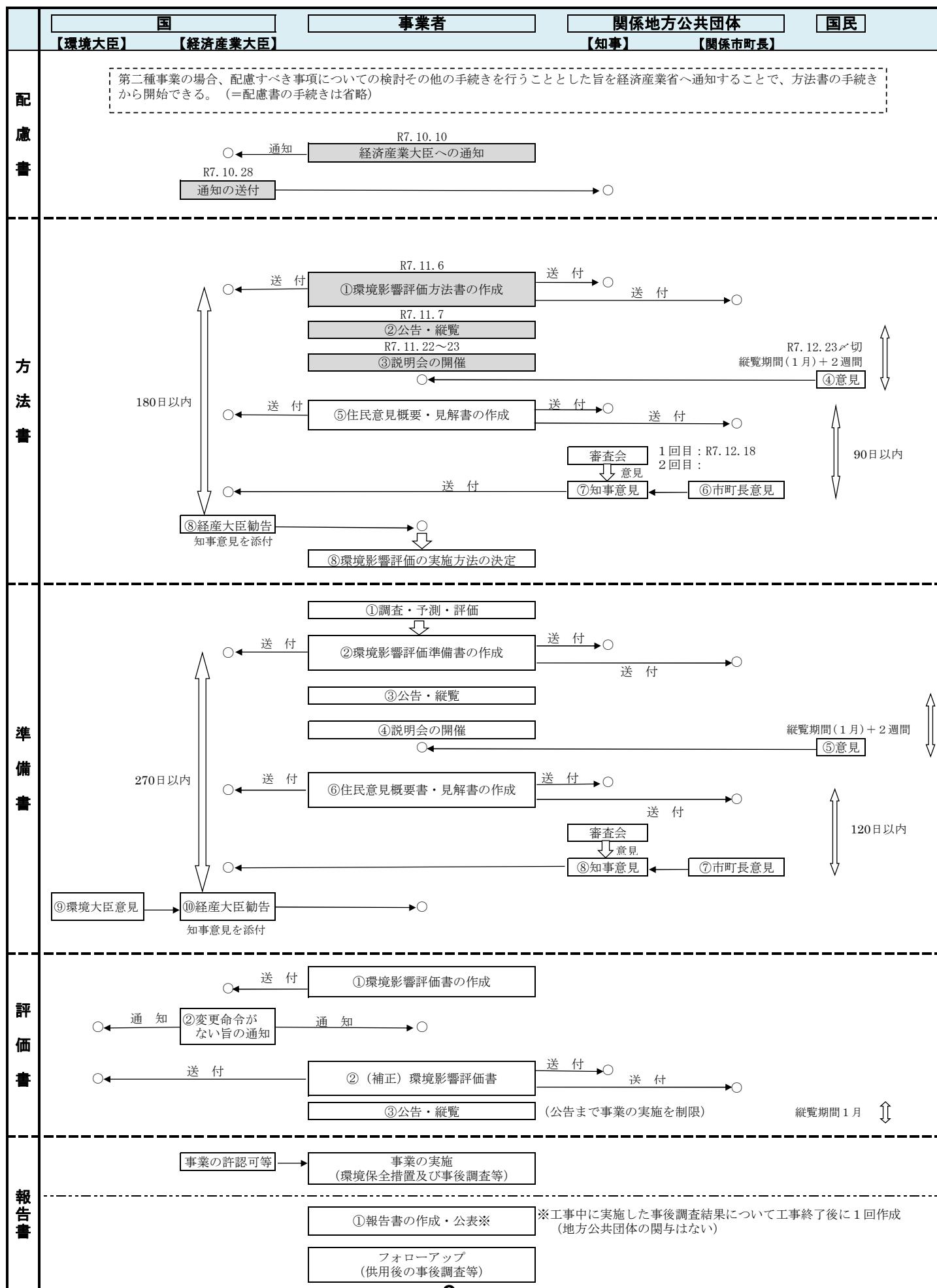
\* 出力調整により最大43,000kWに制限

## 5 対象事業実施区域 宇和島市及び愛南町

## 6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 宇和島市及び愛南町



## (仮称) 上横山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価手続



**(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に係る  
委員等意見に対する事業者の見解について**

No	頁等	委員等意見	事業者の回答
<b>全般・事業計画</b>			
1		<p>環境省は、地域が積極的に事業に関与・連携したり、地域経済の活性化や防災などの社会課題の解決に貢献したりする地域共生型の再エネ導入を推進し、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保が不十分な迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応することとしている。</p> <p>上記の国の考え方を踏まえ、事業者として、今後どのように地域共生型の事業となるよう進めていくのか。</p>	<p>弊社が計画を進めてきました”槇川正木ウインドファーム事業”では、農山漁村再エネ法の枠組みを通じて開発を行ってきました。農山漁村再エネ法とは農林漁業の健全な発展と調和を取りながら再生可能エネルギーの導入を促進することを目指す法律です。</p> <p>具体的には、自治体がパブリックコンサルテーションの場としての協議会を立ち上げ、協議会の承認を得ながら事業計画と地域貢献の内容を決定していきます。</p> <p>今回の（仮称）上槇山出ウィンドファーム事業においても、槇川正木ウインドファーム事業で用いた農山漁村再エネ法の枠組みを活用することで、地域が積極的に事業に関与・連携したり、地域経済の活性化や防災などの社会課題の解決に貢献したりする地域共生型の再エネ導入を推進していきたいと考えています。</p>
2	2. 1-1	<p>事業の目的として、「①地域との共生を図り、②愛媛県南予地方の農林漁業を活性化し、③地域住民の方々の暮らしを豊かにする」とある。今後事業を進めていく上で、具体的にはどのようなことを考えているのか。また、すでに開始済みの活動も含めて、①、②および③についてそれぞれ具体例を挙げて説明されたい。</p>	<p>弊社が本事業の隣で実施してきた槇川正木ウインドファーム事業では、農山漁村再エネ法に基づく協議会の中で、下記の項目を地域貢献策として合意しております。</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇和島市及び愛南町が首都圏等において地元産品のPRをする場合、販売促進の機会、場所及び広告媒体の確保に協力する取組。</li> </ul> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理用道路を間伐や伐採などの林務作業のインフラとして利用することで林業の振興を図る取組。</li> <li>・売電収入の一部を活用し、地元宇和島市と愛南町の植林や間伐などの森林整備事業や農林漁業の振興に協力する取組。</li> <li>・運転開始の翌年度から、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元林業関係団体等に委託することにより、地元の雇用・活性化に寄与する取組。</li> </ul> <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備を設置する御槇・正木・緑丙（山出）の3地区の収穫祭などの地元行事に協賛することで、地域の活性化を図り、農林漁業の生産性向上に資する取組。</li> </ul> <p>今回の（仮称）上槇山出ウィンドファーム事業においても、槇川正木ウインドファーム事業の地域貢献策に加え、協議会の委員の皆さまや地元住民の皆さまからいただいたご要望に最大限応えていきたいと考えています。</p>

3	2. 1-1	<p>愛媛県でも、再生可能エネルギーの導入拡大を推進している。今回、計画されている発電機の出力、基数や配置を検討、決定した根拠を示すこと。また、決定にあたり最も考慮した要因は示すこと。</p>	<p>風力発電所を企画するにあたっては、第一に、風況・風力発電機の輸送可能性・連系枠の確保の可能性・民家との離隔距離を考慮します。</p> <p>第二に、動植物への影響や住民合意取得の可能性、保安林や自然公園などの社会的制約も考慮します。</p> <p>第三に、事業性を考慮します。</p> <p>今回、発電機の出力・基数や配置を検討するにあたっても、上記第一から第三を総合的に考慮して決定しました。</p>
4	2. 1-1	<p>地域住民に対して事業内容を十分に説明する必要があるが、説明会の開催状況はどうか。また、住民との合意形成状況や事業用地の確保状況はどうか。</p>	<p>周辺の3地区で住民説明会を実施しております。</p> <p>【宇和島市津島町上槇地区】 令和7年5月18日 住民説明会 令和7年8月5日 住民説明会 令和7年11月22日 住民説明会</p> <p>【宇和島市津島町御槇地区】 令和7年11月23日 住民説明会</p> <p>【愛南町山出地区】 令和7年5月11日 住民説明会 令和7年11月22日 住民説明会</p> <p>【愛南町僧都地区】 令和7年9月16日 役員の方への説明</p> <p>各地区から、各種調査を行うことについての了承をいただいております。</p> <p>事業用地の確保は、保安林解除などの許認可申請後になります。</p>
5	2. 1-2	<p>本事業の目的の一つとして「地域社会への貢献」を掲げているが、今後、どの様な地域貢献を検討しているのかを具体例を挙げて説明されたい。</p>	<p>弊社が本事業の隣で実施してきた槇川正木ウインドファーム事業では、農山漁村再エネ法に基づく協議会の中で、下記の項目を地域貢献策として合意しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇和島市及び愛南町が首都圏等において地元産品のPRをする場合、販売促進の機会、場所及び広告媒体の確保に協力する取組。</li> <li>・管理用道路を間伐や伐採などの林務作業のインフラとして利用することで林業の振興を図る取組。</li> <li>・売電収入の一部を活用し、地元宇和島市と愛南町の植林や間伐などの森林整備事業や農林漁業の振興に協力する取組。</li> <li>・運転開始の翌年度から、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元林業関係団体等に委託することにより、地元の雇用・活性化に寄与する取組。</li> <li>・発電設備を設置する御槇・正木・緑丙（山出）の3地区の収穫祭などの地元行事に協賛することで、地域の活性化を図り、農林漁業の生産性向上に資する取組。</li> </ul>

			今回の（仮称）上楨山出ウインドファーム事業においても、楨川正木ウインドファーム事業の地域貢献策に加え、協議会の委員の皆さまや地元住民の皆さまからいただいたご要望に最大限応えていきたいと考えています。
6	2. 2-1	近年は、風力発電機が大型化の傾向にあるが、大型化のメリット、デメリットを示すこと。そのうえで、大型の発電機に選定した理由を示すこと。	<p>大型化のメリット：</p> <p>【発電量の増大】</p> <p>発電量は、受風面積に比例して増加します。羽の長さを伸ばすことで少ない風速でも多くのエネルギーを取り込めます。</p> <p>【設備利用率の向上】</p> <p>タワーを高くすることで、より風況が良く、安定した上空の風を利用でき、年間を通じて安定した発電が期待できます。</p> <p>【建設保守コストの低減】</p> <p>発電所全体の発電量あたりでみた場合、小型風車を多数設置するよりも、大型風車を少數で済ませる方が、建設コストやメンテナンスコストを抑えられます。</p> <p>【設置面積の低減】</p> <p>同じ発電量を確保するのに必要な風車の基数が減るため、風車ヤードの合計面積の削減や、景観・騒音等への影響を低減できる可能性があります。</p> <p>大型化のデメリット：</p> <p>【輸送の困難さ】</p> <p>資材が大型化するため、製造工場から風車ヤードまでの輸送経路（道路・橋梁・港湾等）に大きな制限が掛かり、輸送難易度が上昇します。</p> <p>【維持管理の困難さ】</p> <p>故障時の部品輸送や交換に時間が掛かる可能性があります。</p> <p>【自然環境・景観への影響】</p> <p>風車が大型化するほど、視覚的な威圧感を感じたり、景観への影響が増加したり、鳥類への影響が増加する可能性があります。</p>
7	2. 2-1	風力発電機の単機出力、基数及び配置の検討に当たって、最も考慮する要因は何か。	接続する送電線の空き容量、風況、地形、社会的制約（保安林・自然公園）、地域合意形成の見通し、風車のラインナップ、これらを総合的に考慮しなければならず、単一の要因のみを重視して単機出力、基数及び配置の検討をするのは困難です。
8	2. 2-1	「送電線の空き容量から、連系点における出力を 43,000kW に制御する」としているが、送電線は連系線のことか、発電所内の送電線のことか。また、この空き容量は変わることはないのか。	ここでいう送電線とは、連系線（四国電力送配電 66kV 御荘線）のことです。また、この空き容量は変動します。 空き容量が 43,000kW に満たない場合には、空き容量の範囲内で送電し、空き容量が 43,000kW を超えたとしても、送電する出力は、43,000kW に制御いたします（ノンファーム接続）。
9	2. 2-7	「崩壊土砂流出危険地区については風力発電機の設置予定位置および対象事業実施区域から可能な限り除外した」としているが、図 2. 2-8(3)では、「崩壊土砂流出危険地区」に風力発電機の設置場所が含まれているように取れる。近年、想定外の豪雨が発生しているが、対策等はどのよ	崩壊土砂流出危険地区については風力発電機の設置予定位置および対象事業実施区域から可能な限り除外しました。しかし、一部の発電機の設置に当たっては、崩壊土砂流出危険地区に重なる可能性があります。 土砂災害の観点については、環境影響評価手続きとは、別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きに

		うに考えているのか。	おいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。
10	2. 2-22	変電所から開閉所までの送電線工事について、架空あるいは埋設を計画しているが、その判断に当たっては地元の意見も踏まえながら判断すること。	変電所から開閉所までの送電方法については、架空送電と埋設送電を検討し、その判断に当たっては地元の意見も踏まえて判断いたします。
11	2. 2-24	電気工事について。風力発電機から変電所までの送電線は、基本、道路にケーブルを埋設する計画であるが、変電所から開閉所までの送電線は、架空か埋設化は未定としている。現時点で決定できない理由や要因は何か。	現時点では、建設コスト・景観の変化に対する地域合意の見通し・鉄塔送電線用地の地権者の把握が未完了であり、架空送電か埋設送電のどちらが適切であるか決定できる状態にありませんが、準備書で記載します。
12	2. 2-25	風力発電の新規設置事業であり、事業の開始に当たっては大規模な土地の改変が見込まれる。改変面積を可能な限り小さくするため、どのような対応を行うのか。 また、事業実施区域の東側は、隣接発電所と一部重複するが、改変面積を小さくするため、道路共用など重複を踏まえた対応はどうなっているのか。	発電所の規模と発電機出力を最適化し、風力発電機の本数を最適化することで、ヤードの面積を最小化いたします。 また、地形ができるだけ緩やかな位置での風力発電機配置や管理用道路の線形を検討することで土地形質変更面積や切土量を低減いたします。 更に、隣接発電所との道路共用を検討し、可能な限り新たな改変面積を小さくしていきます。
13	2. 2-28	近傍には、すでに稼働中及び工事中の風力発電所が複数あり、これらが複合的に影響し合うことも懸念される。累積的影響についての見解はどのように考えているか。	ご指摘の通り、本事業の周辺では既に複数の先行事業が稼働中または建設中です。そのため、準備書以降の風力発電機配置を踏まえ、累積的な影響についても予測を実施し、その結果をお示しいたします。 なお、現時点では騒音・動植物・景観といった項目が検討対象になると考えております。
14	2. 2-28	近隣で2箇所の風力発電事業が工事中としているが、騒音調査の予定時期はこれらの風力発電事業が稼働している状況か。未稼働であればどのように評価するのか。	本事業が騒音調査を実施する際は、近隣事業の風力発電機が試運転もしくは供用を開始しているものと予想されます。 ただし、他事業の稼働あるいは未稼働に限らず、評価に当たっては本事業単独で実施いたします。 なお、現地で測定した残留騒音に他事業の風力発電機の音が含まれていると考えられる場合は、既設風力発電機の音を除外した残留騒音の推定値と本事業の新設風力発電機の寄与値の合成値について指針値との整合性を検討いたします。
15	2. 2-29	対象事業実施区域の周辺には、他にも図に示されたように沢山の事業がなされている。累積的影響についても検討すること。	ご指摘の通り、本事業の周辺では既に複数の先行事業が稼働中または建設中です。そのため、準備書以降の風力発電機配置を踏まえ、累積的な影響についても予測を実施し、その結果をお示しいたします。
<b>1 地元との相互理解及び情報公開</b>			
16		新規設置事業であることから、地域住民が事業の影響を十分理解できるように分かりやすい説明を心掛けること。また、事業開始後も定期的に住民への説明会を開催するなど、住民理解促進の体制を構築すること。	新規設置事業であることから、地域住民が事業の影響を十分理解できるように分かりやすい説明を心掛けます。また、事業開始後も定期的に住民への説明会を開催するなど、住民理解促進の体制を構築いたします。
17		説明会や公告期間以外でも地元住	説明会や公告期間以外でも地元住民が意

		民が意見を提出できるような体制を検討すること。	見を提出できるような体制を検討いたします。 弊社のホームページで環境影響評価方法書の図書の電子縦覧を継続し、問い合わせ窓口も継続する等の対応を取ります。
18		環境影響評価図書については、地域住民への理解促進や環境に係るデータ蓄積のためにも、縦覧期間終了後も公開されることが望ましいため、継続公開を検討すること。	承知しました。弊社のホームページで環境影響評価方法書の図書の電子縦覧を継続公開することを検討いたします。
<b>2 大気質</b>			
19		ヤードの造成に当たっては、相当の粉塵が見込まれる。工事の実施に当たっては、散水等を徹底し、粉じん等の影響を可能限り低減すること。	工事の実施に当たっては、散水等を徹底し、粉じん等の影響を実行可能な範囲内で可能な限り低減いたします。
<b>3 水環境</b>			
20	2. 2-25	新設事業であるため、ヤードも新たに造成することとなるが、ヤード造成初期においても雨水等による濁水が周辺環境に影響を及ぼさないよう十分検討のうえ対策を実施すること。	準備書以降の予測及び評価を踏まえ、造成工事において先行して仮設の沈砂池を設置するなどの環境保全措置を検討してまいります。
21	2. 2-25	工事中の濁水は、沈砂池等により対応するとしているが、沈砂池の設置に当たっては、局所豪雨等を見込んで設置を検討すること。	準備書以降の予測及び評価を踏まえ、「林地開発許可事務の手引き」等を参考にしながら、沈砂池等の設置を検討してまいります。
<b>4 騒音・振動</b>			
22		風力発電について、地域住民は騒音や低周波騒音に係る関心が高い。事業計画では、直近民家まで約1.4kmの距離が確保されているが、調査結果等を踏まえ、可能な限り騒音等への影響を低減するよう対策を実施すること。	まずは準備書において調査、予測及び評価の結果を住民のみなさまにお示しいたします。 また、準備書以降の予測及び評価の結果を踏まえ、実行可能な範囲内で地域住民への影響を可能な限り低減できるように検討してまいります。
23	2. 2-23	部材の搬入等に当たっては、住民等へ負担をかけないように、搬入計画や搬入時間を検討のうえ、う回路や作業時間等の事前周知を徹底すること。	承知しました。
24	2. 2-23	大型部材の輸送については、途中で積み替えるとしている。積み替え作業に当たっても騒音等は発生するため、作業騒音等の影響についても適切に評価し、実施に当たっては近隣住民への理解を得られるよう周知等を徹底すること。	基本的には積み替え場の騒音予測は実施しておりませんが、ご指摘の通り近隣住民への理解を得られるように調査及び予測を実施する方向で検討いたします。
25	2. 2-23	事業実施区域直近のアクセス道路は林道であり、沿道に住居等は見られないが、近隣住民はもとより、資材等の運搬計画や工事車両の運行計画を林業従事者にも事前に周知するなど、十分に理解を得ること。	承知しました。
26	2. 2-26 4. 1-7	風力発電の新規設置事業であるが、尾根沿いには、すでに既設風力発電や工事中の風力発電が存在する。累積的な影響についても、適切に調査・予測等を実施し、地域住民へ分かりやすく説明すること。	風力発電機の騒音における累積的な影響についても、調査及び予測を実施し、その結果を準備書に掲載し、説明会では分かりやい説明に努めてまいります。
<b>5 風車の影</b>			
27	4. 2-23	近年は、風力発電機が大型化の傾向にあり、影の影響範囲も広くなつ	準備書以降の予測及び評価を踏まえ、実行可能な範囲内で可能な限り影響を低減でき

		ている。施設の配置にあっては、予測結果を踏まえ、影響を低減する対策等を実施すること。	るよう検討してまいります。
<b>6 動・植物及び生態系</b>			
28	2. 2-19	近年、風車が大型化されていることにより、ブレード回転域の面積も大きくなっている。そのため、バードストライク等については、十分に配慮し、環境保全装置等を実施すること。	現地調査の結果より年間予測衝突数を算出し、その結果や専門家ヒアリング等を踏まえて、環境保全措置等の実施を検討いたします。
29	2. 2-22	新規設置事業であるため、ヤードからの開発となるが、土地の改変は必要最低限にとどめ、法面等への植栽等は自生の在来種を使用するなど、動植物への影響を可能な限り低減すること。	土地の改変は必要最低限となるように計画いたします。また、法面等の緑化にあたって使用する種子は、専門家や関係団体、地権者等と協議した上で動植物への影響を可能な限り低減できるように検討いたします。
30	2. 2-22	尾根筋において森林部を開発すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、林縁部分が最小限となるよう、発電機の配置やヤード範囲の検討を行うこと。	林縁部分が最小限となるよう、発電機の配置やヤード範囲の検討を行います。
31	2. 2-28	動植物の生育状況や生態に関する調査に当たっては、専門家の意見に忠実に従った十分な調査を行うことにより、希少種や重要種の保護と生態系保全に努めること。	希少種や重要種を把握するべく、方法書段階で動植物の専門家へのヒアリングを実施し、適切な調査となるように計画しております。専門家の意見に忠実に従った十分な調査を行うことにより、希少種や重要種の保護と生態系保全に努めてまいります。
32	2. 2-28	動植物は、生育環境の微小な改変であっても、大きな打撃を受ける可能性がある。造成工事においては、既存道路を最大限活用するなど、道路の拡張などによる改変区域および樹木の伐採域が最小限となるよう計画し、周辺環境への影響を可能な限り軽減すること。	造成工事においては、既存道路を最大限活用するなど、道路の拡張などによる改変区域及び樹木の伐採域が最小限となるよう計画いたします。
33	3. 1-22 から	動植物については、現在の生息状況を年間を通しての調査を検討すること。その上で、過去の生息確認と比較して何が減少し、何が増えてきたかを示してほしい。こうした記録を基に風力発電事業が今後、環境にどのような影響を与えたのか、あるいは影響を与えたなかったのかがわかる。	調査時期につきましては、事前に専門家ヒアリングにて、対象となる分類群の生息状況を把握するのに適当な時期であるか、確認を行った上で決定しております。また、現地調査で得られた結果については、可能な限り既存文献の生息情報等とも比較の上、適切な評価ができるよう努めます。
34	3. 1-36	事業実施区域周辺には猛禽類の渡りのルートがある。渡りのルートの存在を踏まえた環境保全上の配慮は検討しているのか。	猛禽類の渡りルートにつきましては、事前に専門家ヒアリングを実施しており、ハチクマについては対象事業実施区域付近での渡りは少なく、サシバについても本事業による大きな影響はないと考えられる旨のご意見をいただいております。 しかしながら、対象事業実施区域周辺に渡りルートが存在することを踏まえ、対象事業実施区域周辺及び渡りルート上に位置すると考えられる由良半島及び高茂岬にも比較定点を設定し、渡りルートの把握に努める計画といたしました。現地調査結果や専門家ヒアリング等を踏まえて、環境保全措置等の配慮を検討いたします。
35	4. 2-2	地元の専門家等からの意見を踏まえ、調査内容等にはどのような内容を反映したのか。	調査内容に関して、以下のとおり反映しております。 ・哺乳類自動撮影調査

		<p>→ヤマネやモモンガ等の林床以外を利用する種の把握のために、樹洞等を撮影範囲とするカメラを追加で設置するよう にいたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ類音声モニタリング調査 →冬季に活動する種を把握するべく、積雪 等安全性に留意した上で、可能な限り通年実施する形へ変更いたしました。</li> <li>・コウモリ類捕獲調査 →事業地周辺のコウモリ相を可能な限り 把握すべく、1 地点につきかすみ網とハ ープトラップを併用する形へ改めまし た。</li> <li>・鳥類 IC レコーダーによる録音調査 →夜行性の鳥類及び渡り時にナイトコー ルを行う種を把握できるように、調査項 目を追加しました。</li> </ul>
--	--	--

## 7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財

36	3. 1-85	事業実施区域は、自然豊かな山々に囲まれ、近隣には自然公園に指定されている篠山や景観計画区域である山出地区をはじめとした多数の景観資源が存在する。これらの資源と調和のとれた景観となるよう配置や色調等には十分配慮すること。	篠山や山出地区等の景観資源と調和のとれた景観となるよう、十分配慮した事業計画の検討に努めてまいります。
37	3. 1-89	資材等の運搬に利用する林道は、サイクリングコースの一部となってい る。風車の配置や色調の設定に当たっては、これらの場所からの景観にも配慮すること。	資材等の運搬に利用する林道とサイクリングコースの重複部分に関して、公的 HP において眺望に関する情報が得られなかつたことから主要な眺望点には設定していないものの、周辺環境への影響に配慮した事業計画の検討に努めてまいります。
38	3. 2-48 ～ 3. 2-50	対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、特段問題はないが、地域を定めず指定されている文化財（国・特別天然記念物）や新たに遺跡（遺構・遺物）を発見した場合は、すみやかに宇和島市教育委員会及び愛南町教育委員会と協議し、適切に対応をすること。	承知しました。

## 8 廃棄物等

39	2. 2-25	新規設置事業であるため、廃棄物も相当量の発生が見込まれる。可能な限り廃棄物を低減するとともに、発生した廃棄物は再資源化に努めるこ と。また、残土についても、改変範囲を可能な限り縮小し、発生量を低減すること。	事業の実施にあたっては、可能な限り廃棄物を低減するとともに、発生した廃棄物は再資源化に努めてまいります。 また、残土についても、改変区域の検討を通して、可能な限り発生量の低減に努めてまいります。
40	2. 2-27	工事に伴う産業廃棄物の種類について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定される用語により正確に整理すること。	承知しました。
41	4. 2-74	廃棄物等に係る「1. 予測の基本的な手法」及び「4. 評価の手法」について、今後のアセス手続きにおいて根拠を明らかにしながら具体的に説明されたい。	廃棄物等について、準備書以降で具体的な説明に努めてまいります。
42		近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震など	大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震などの災害にも十分対応できる

		<p>の災害にも十分対応できる設計とすること。</p> <p>また、他県ではブレード落下による事故も発生していることから、当該事故の原因や対策を踏まえた管理等を行うこと。</p>	<p>設計とします。</p> <p>また、ブレード落下による事故の原因や対策を踏まえた管理等を行います。</p>
43		準備書では、可能な限り具体的な事業計画を作成し、発電機位置や土地の改変範囲を明確にしたうえで予測・評価を行うこと。	準備書では、可能な限り具体的な事業計画を作成し、発電機位置や土地の改変範囲を明確にしたうえで予測・評価を行います。
44	2. 2-28	近年、局所的に想定外の豪雨に襲われる事態が発生している。風力発電所および道路の造成工事においては、土砂災害や水害防止に十分配慮して行うこと。	土砂災害の観点については、環境影響評価手続きとは、別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、風力発電所および道路の造成工事においても、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。
45	3. 1-17	表層地質図が示されているが、ここは砂岩・泥岩の互層が熱変成を受けホルンフェルス化した場所で、かなり強靭な岩石が分布していると考えられる。しかし、稜線南側は崩積土砂流出危険地区に指定されており、また、北側には保安林が分布している地域であるため、工事には細心の注意を払うこと。なお、当該地域は、台風がよく通過する場所であり、南斜面に大雨と強風が吹き付け、2月、3月には関門海峡を吹き抜けてきた寒風が北斜面に雪と強風が吹き付ける。	承知しました。指摘事項に留意し、工事には細心の注意を払います。
46	3. 2-53	対象事業実施区域には「崩壊土砂流出危険地区」が含まれている。工事に当たっては、十分注意すること。	風力発電所及び道路の造成工事においても、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。
47	3. 2-59	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項で規定される指定区域」、「宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項で規定される宅地造成等工事規制区域」、「宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項で規定される特定盛土等規制区域」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項で規定される造成宅地防災区域」についての整理を検討すること。	承知しました。

## 愛媛県環境影響評価条例の一部改正(案)について

### 趣旨

国は、海洋再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資するため、令和7年6月、海域再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「整備法」という。）を改正し、環境影響評価手続きの簡略化を行った。

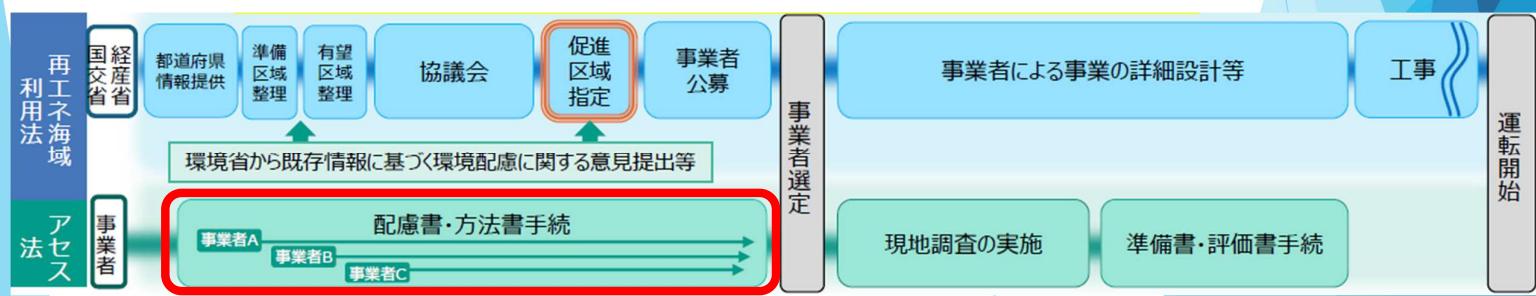
そのため、県においても、整備法の改正内容を踏まえ、環境影響評価条例の改正を行うこととする。

### （1）整備法改正概要

#### 改正前

旧整備法及び環境影響評価法に基づく手続きはそれぞれ独立しているため、同一海域に複数事業者が風力発電を実施する場合、同一海域で同様の事業を実施するにもかかわらず、全ての事業者が配慮書手続きから環境影響評価を実施する必要があった。

⇒事業者負担や行政コストが増大



## 改正後【領海の場合】

改正整備法に基づき、環境省が調査方法書（海洋環境等調査方法書）を作成し、現地調査（海洋環境等調査）を実施

⇒ 事業者は、環境省が実施した現地調査結果等を考慮のうえ、事業計画を作成し、環境影響評価法に基づく、準備書及び評価書の手続きを実施（環境影響評価法に基づく、配慮書及び方法書の手続きは適用除外となる。）

＜新制度イメージ＞ 再エネ海域利用法に基づく促進区域指定と環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を接続させる



## 改正後【排他的経済水域の場合】

環境省が、改正整備法に基づき、文献調査を実施

⇒ 事業者は、環境省が実施した文献調査結果等を考慮のうえ、事業計画を作成し、環境影響評価法に基づく、方法書、準備書及び評価書の手続きを実施（環境影響評価法に基づく、配慮書の手続きは適用除外となる。）

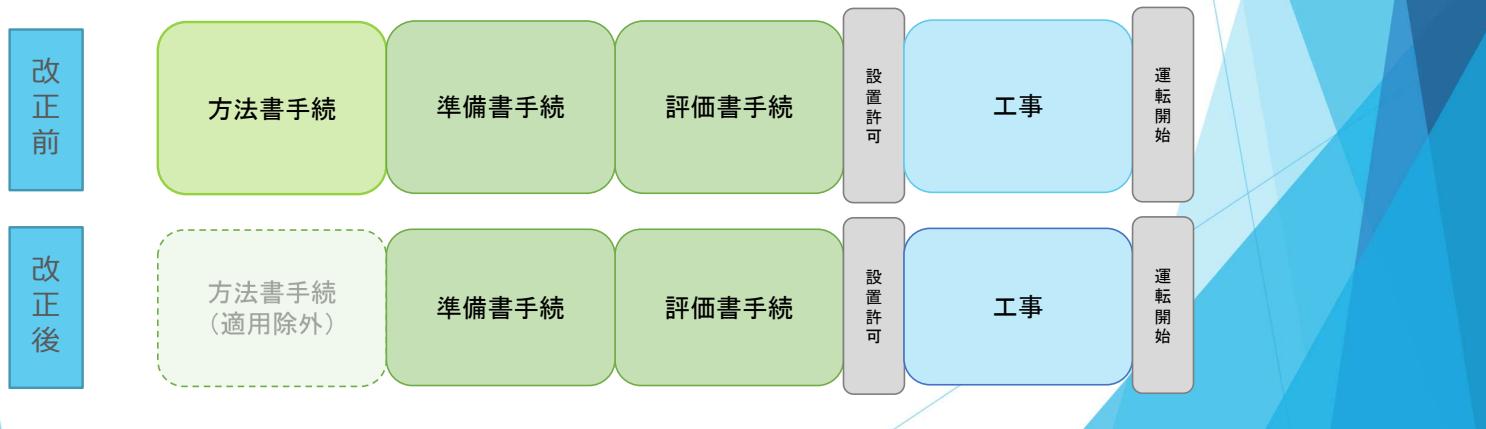


## (2) 条例改正(案)

### ① 方法書の適用除外

整備法に基づく選定事業者が、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合には、環境影響評価条例に基づく方法書の手続きは適用しない。

(条例には、従来から配慮書に関する手続きなし)



### ② 環境影響評価審査会への諮問事項の追加

環境省が改正整備法に基づき実施する調査方法書（海洋環境等調査方法書）についても審査会諮問事項に追加

#### 審査会への諮問事項

- アセス法に係る配慮書
- アセス法又はアセス条例に係る方法書
- アセス法又はアセス条例に係る準備書
- アセス条例に係る事後調査報告書
- 愛媛県環境影響評価技術指針の改定
- 改正整備法に係る海洋環境等調査方法書（追加）